

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会役員等報酬規程

制 定 平成19年 4月 1日規程第9号
最近改正 令和元年 6月 27日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会定款第5条に規定する評議員、第6条第1項に規定する評議員選任・解任委員、第16条第1項に規定する役員、第24条に規定する顧問及び社会福祉法人横浜市福祉サービス協会苦情解決規則第8条に規定する第三者委員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(常勤の理事の報酬)

第2条 理事長には、報酬として、別表Ⅰに定める報酬及び別表2に定める賞与を支給するものとする。

2 常勤の理事（理事長を除く。以下同じ。）には、別表1に定める報酬を支給するものとする。

3 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会の職員を兼務し、職員としての給与を支給している常勤の理事については、前項に定める報酬を除き、報酬及び賞与は支給しない。

(常勤の役員の通勤手当)

第3条 常勤の役員には通勤手当を支給することができる。ただし、職員として支給される場合には支給しない。

2 通勤手当額は社会福祉法人横浜市福祉サービス協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）で定める通勤手当額を準用する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法については、職員給与規程に準ずる。

(非常勤役員等への報酬)

第5条 非常勤の役員、顧問、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員には、別表1に定める報酬を支給するものとし、その算定方法については次のとおりとする。

(1) 非常勤役員が理事会等に出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(2) 監事が監査を行ったとき、理事会、評議員会、その他業務に出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(3) 評議員が評議員会、その他業務に出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(4) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(5) 第三者委員があっせん、調整等を行ったとき又は会議等へ出席したときは、報酬を支給することができる。

(6) 顧問が社会福祉法人横浜市福祉サービス協会顧問設置規則第3条に基づき、経営に関する助言を行ったとき又は会議等へ出席したときは、その都度報酬を支給することができる。

(報酬の受領辞退)

第6条 役員、顧問、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が第5条に規定する報酬の受領について辞退を申し出た場合は、交通費のみを旅費として支給することができる。

(旅費)

第7条 役員、顧問、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が出張したときは、旅費を支給することができる。

2 旅費の支給については、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会旅費規則に準ずる。

(その他)

第8条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

別表1 報酬 (第2条及び第5条)

	対 象		支給額
1	理事長	月額	450,000円
2	常勤理事	月額	20,000円
3	非常勤の理事	理事会等出席1回につき	22,222円
4	監事	監査、理事会及び評議員会出席各1回につき	22,222円
5	評議員	評議員会出席1回につき	22,222円
6	監事及び評議員	5及び6以外のその他業務への出席1回につき	11,111円
7	評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席1回につき	11,111円
8	第三者委員	あっせん、調整等又は会議等への出席1回につき	11,111円
9	顧問	助言又は会議等への出席1回につき	22,222円

別表2 賞与 (第2条)

	対 象	賞与の限度額 (年額)
1	理事長	2,000,000円